

(5) 申請時：助成金額の転入加算について

Q5-1 転入加算の対象となる場合、必要な住民票はどこで発行してもらえばいいですか？

A 必要な住民票は以下の【】に記載するものです。（※Q2-4再掲）

①「市外」→「三沢市」（50万円）・・・【現在の住民票】

②「県外」→「三沢市以外の県内市町村」を経由して「三沢市」（80万円）

・・・【現在の住民票+経由した市町村の住民票または戸籍の附票の写し】

「県外」→「三沢市」（80万円）・・・【現在の住民票】

Q5-2 令和4年4月1日に三沢市に転入しました。以前、三沢市に住んでいたことがあります。転入加算の対象となりますか？

A 令和2年3月31日までに三沢市を転出したことが、住民票等で確認できれば対象となります。